あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２６年１２月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

師も走る季節がやってきました。年を追うごとに一年が早く感じているのは私だけでしょうか。今年は、総選挙も行われるので、慌ただしさに拍車をかけそうです。ただ、忙しいとはいえ投票は国民の義務ですので、是非、投票して自分の意思を示しましょう。今年は、総選挙もあって、忙殺されそうな１２月、そんな中でゆっくり考える時間は無いのかもしれません。しかし、ほんのちょっとだけでもいいですから、立ち止まって考えてみませんか。まずは考える種を撒きましょう。それが、新年の頃に芽が出てくるかもしれません。その考える種とは、広い意味の「相続」のことです。漠然とでいいですから、考えてみませんか・・・世代を超えた未来のことを。

遺産分割はきちんと話し合って・・・

今回のお話は、遺産分割協議についてお話したいと思います。今から１５年以上前のことですが、ある方より相続登記を依頼され、その内容に沿って遺産分割協議書を作成し、何の問題もなくその協議書への押印と必要書類の交付を受けました。そこで依頼通りの登記を完了し、権利証書も届けて、私の仕事は完了したのです。それから約一年の月日が経った頃、同じ依頼人から、再度の相続登記の依頼があったのです。

ほどなくして、依頼者の奥さんが書類を持ってこられたので、その書類をみてびっくりです。なんと、遺産分割についての裁判所の判決書ではありませんか。依頼者に詳細を聞いて再度驚きました。

判決書の内容は、相続財産の一部について、原告の意思に基づかないものがあったので、それを元に戻し、再度、判決書の通りの相続による所有権移転登記をしなさいという内容です。原告は遠方に住んでいる長女でした。被告は依頼者の跡取り長男で、その奥さんが手続きの代理をされていました。なんで、このような裁判になったのか尋ねたところ、最初に依頼を受けた時の遺産分割協議書への押印は、実は話をしている長男の奥さんが代筆したとのことでした。詳しく伺うと、まず、配偶者であるお母さんが、娘（長女）に、相続に使うからと実印と印鑑証明書を郵送させたそうです。そこで、長女に詳しい話もしないで、跡取り長男が財産を譲り受けるものだと考えて、相続税対策で一部を配偶者であるお母さんにして、ほとんどを長男名義にする遺産分割を私に依頼したとのことでした。まさか長女が裁判を起こすとは考えていなかったようです。

とある地域の地主さんなので、先祖代々跡取り長男が継ぐものと、その一家が思い込んでいたことが、このようなことになったと思います。当時は、遺産分割協議の内容の確認まで司法書士は踏み込んでいませんでした。現在は、遺産分割協議書が手元にきますと、各相続人に原則確認するので、今回のようなことは起こりませんが、注意したい点です。

最近の権利意識の高まりは、遺産分割の場面でも強く発揮されているようで、トラブルの相談がしばしばあります。出来るなら、次世代のことに思いを馳せ、きちんとした遺言を残すことで、このようなトラブルを少しでも少なくできればと考える今日この頃です。

ここでちょっと豆知識

そもそも相続とは何だろう？

相続とは、亡くなった人の財産上の地位を、家族などの相続人が受け継ぐこと。
亡くなった人を「被相続人」、財産を受け継ぐ人を「相続人」と言います。